

みのおワーキング NEWS は、労働に関するセミナーの案内や関係機関からのお知らせ等の情報を掲載しています。

発行: 箕面市 地域創造部 箕面営業室

〒562-0003 箕面市西小路 4-6-1 TEL072-724-6727(直通) FAX072-722-7655

～箕面市からのご案内～



LED照明や省エネ・再エネ設備に使える補助金等をご紹介します！ 中小事業者のための省エネ・脱炭素経営支援セミナー

現在、大手企業を中心に、サプライチェーン全体での脱炭素化の取組みが進められており、中小事業者にも、省エネ・脱炭素経営の取組みを求められるようになっていきます。

また、昨年からの原材料価格やエネルギー価格の高騰は、中小事業者の経営にも大きな影響を与えています。

本セミナーでは、省エネ・脱炭素の動向や中小事業者の皆様に活用いただける省エネ・脱炭素経営に関する補助金等の支援策をご紹介します。皆様の参加をお待ちしています。

<こんな方におススメ>

電気代
減ら
したい！

LEDに
変え
たい！

しか
し
お金
が
ない！

今年度もLED補助金実施しますよ！
省エネ設備等の補助金もありますよ！

-目次-

- 中小事業者のための省エネ・脱炭素経営支援セミナーのご案内 [箕面市]・・・1～2ページ
- 月 60 時間を超える残業は割増賃金率が上がります～就業規則の変更・届出はお済みですか？
第 14 次労働災害防止推進計画のお知らせ
労働保険 電子申請のご案内 [淀川労働基準監督署]・・・3～6 ページ
- 「同一労働同一賃金」への対応はお済みですか？ [大阪労働局雇用環境・均等部指導課]・・・7 ページ
- 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について [池田公共職業安定所]・・・8～9 ページ
- 労働相談センター「出張労働相談」等のご案内 [大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課]・・・10 ページ
- 2023 年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内 [公益財団法人 21 世紀職業財団]・・・11 ページ

【日 時】令和5年6月26日（月曜日） 14:00～15:30

【内 容】

1. 大阪府の補助金を活用した「ショッピングスクエア ノセボックス」の
省エネ・省CO2の取組事例

株式会社Fujitaka 行政事業支援チーム課長 越村 幸弘 氏

2. カーボンニュートラルの動向・府の省エネ・省CO2関連施策（補助金等）について

大阪府環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 岸田 真男 氏

3. 事務局等からのお知らせ

- 終了後に個別相談会を実施します。（30分程度）
（補助金申請書類や対策計画書の書き方、CO2排出量の計算の仕方など）

【場 所】池田市民文化会館（アゼリアホール）中会議室

※アクセスは右QRコード参照（車での来場可）

【定 員】約40名

【申 込】オンラインまたはFAX等でお申込みください（右下QRコード）。

【主 催】大阪府

【協 力】豊中市、豊中商工会議所、池田市、池田商工会議所
箕面市、箕面商工会議所、能勢町、能勢町商工会
MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）

【運営・問合せ】（一財）大阪府みどり公社 環境チーム

担当：東、樋口

TEL:06-6266-1271 FAX:06-6266-8665 E-mail:center@osaka-midori.jp



アクセス



申込みはこちら
（又は下記の申込書を
ファックス・メールで）

参加申込書（FAX・メール用）

中小事業者のための省エネ・脱炭素経営支援セミナー
（池田市民文化会館 アゼリアホール）

【送付先】

（一財）大阪府みどり公社 環境チーム

東、樋口宛て

FAX:06-6266-8665

E-mail:center@osaka-midori.jp

会 社 ・ 団 体 名	(フリガナ)		
所 属 ・ 役 職 名		氏 名	(フリガナ)
所 在 地	〒		
電 話 番 号		F A X	
メー ル			

～淀川労働基準監督署からのお知らせ～

**NEXT WORK
STYLE**

働き方改革広がる

2023 年（令和 5 年）4 月 1 日 から

50%

月 60 時間を超える残業 は
割増賃金率が上がります



～ 就業規則の変更・届出はお済みですか？ ～

現 行	1 か月の時間外労働 (1 日 8 時間・1 週 40 時間を超える労働時間)	
	60 時間以下	60 時間超
大企業	25%	50%
中小事業主	25%	25%

令和5年度～	1 か月の時間外労働 (1 日 8 時間・1 週 40 時間を超える労働時間)	
	60 時間以下	60 時間超
大企業	25%	50%
中小事業主	25%	50%

2023 年（令和 5 年）4 月 1 日以降、月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率を **50%以上**とする規定（労働基準法第 37 条第 1 項ただし書）が中小事業主にも適用されます。

大阪労働局

第14次労働災害防止推進計画

労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境すなわち、「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」の実現に向け、関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、事業者が取り組んでもらうための目標（アウトプット指標）、アウトプットから期待できる災害統計結果（アウトカム指標）を定め、計画期間内に達成することを目指します。

計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する等、**事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていきます。
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する**とともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処します。

8つの重点対策



この計画の目標を達成するため、**大阪発・新4S運動**を展開しています。



「安全は人々を満足させ、輝く笑顔にします」

Safety brings people Satisfaction and Shining Smiles.

安全見える化活動

安全 Study 活動

リスク評価推進活動

命綱GO活動

計画の期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日



大阪労働局・労働基準監督署
<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

R5.4

まだ「紙」で苦勞しているとお聞きしましたがそろそろいかがですか？

労働保険は電子申請

イメージキャラクター：
ペパレス執事

私、ペパレス執事が
無料で**電子申請**を
お手伝いします。

※詳しくは裏面へ

GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能!

※詳しくは
下記特設サイトへ

いつでもどこでも手続可能!
カンタン・スピーディーに申請!
ムダな時間やコストも削減!

令和2年4月から特定の法人について
電子申請が義務化されました。
労働保険料の納付は、電子納付が便利です。

スマホでも！/
特設サイトは
こちら！



労働保険の電子申請に関する詳細は特設サイトへ！

受託会社：株式会社バックスグループ



無料で電子申請 お手伝いします

わたしが
かけつけます!



労働保険関係手続は 電子申請にしませんか?

これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利!
自宅やオフィスから、インターネットを経由して、
24 時間いつでも申請や届出ができます。

日本中
どこへでも
お伺いします。

初期設定の
不安や不満を
解消します!



名前 ペパレス執事

星座 アドバイ座 好物 電子化によって不要になった紙

デンシ新星から労働保険の電子申請をサポートするためにやってきたヤギの執事。性格はとても温厚で、初期設定などを丁寧に教えてくれる。あたまの角でWi-Fiを受信していて通信環境良好!

費用

0円

時間

1 時間
程度

場所

日本全国
どこでも

お好みの方法でご参加いただけます。



オンライン
セミナーに
参加する

- ・どんな内容なのか聞いてみたい
- ・自社でも導入可能なのか確認したい
- ・会社への上申用に勉強したい



アドバイザー
に相談する

- ・初期設定や操作に不安がある
- ・調べる時間がないので教えて欲しい
- ・次の年度更新に向けて準備したい
- ・訪問・オンラインが選べます

令和5年度電子申請未利用事業場アドバイザー等電子申請普及促進事業
詳細確認やお申込みはホームページもしくは電話から!

<https://denshi-shinsei.jp/> / 03-6628-2275



スマホでも!

受託会社

株式会社バックスグループ

事務局問い合わせ先

mail@denshi-shinsei.jp

〈キリトリ〉

労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

フリガナ		担当者名	
事業場名		メールアドレス (担当者)	
TEL			
労働者数			
フリガナ		予約希望	アドバイザー
住所	〒 ー		セミナー

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご参照ください。

FAXでお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。



FAX 03-6627-9989

～大阪労働局雇用環境・均等部指導課からのお知らせ～

「同一労働同一賃金」への対応はお済みですか？

～パート・有期雇用労働法で不合理な待遇差は禁止されています～

①同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者（※）との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、**不合理な差を設けることが禁止**されています。

ガイドライン（指針）において、どのような待遇差が不合理に当たるかを例示しています。

②事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、**正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。**

（※）**短時間労働者**（パート、アルバイトなど）
通常の労働者より1週間の所定労働時間が短い労働者
有期雇用労働者（契約社員、嘱託など）
期間の定めのある雇用契約を締結している労働者

正社員、アルバイト、契約社員などの名称に関わらず、
①労働契約期間に定めがない
②通常の労働者と労働時間が同じ
の両方に該当する場合は「通常の労働者」になります



・単に「パートだから」「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的理由では、待遇の違いについての説明にはなりません。

・正社員と、①職務内容（業務の内容＋責任の程度）、②職務内容・配置の変更範囲（転勤、人事異動、昇進などの有無や範囲）、③その他の事情の違いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります。

・正社員と①②ともに同じ場合、すべての待遇について、差別的に取り扱うことが禁止されています。

不合理な待遇差とは？

待遇差が不合理なものか否か、原則となる考え方と主な具体例は次のとおりです。（「同一労働同一賃金ガイドライン」より）。

※待遇差が不合理か否かは、最終的に司法において判断されることにご留意ください。

基本給

労働者の「①能力・経験」、「②業績・成果」、「③勤続年数」に応じて支給する場合は、①、②、③が同一であれば同一の支給をし、違いがあれば違いに応じた支給をする。

【問題となる例】

能力・経験に応じて基本給を支給している会社において、正社員が有期雇用労働者より多くの経験を有することを理由に、より高い基本給を支給しているが、正社員のこれまでの経験は現在の業務に関連が無い。

【問題とならない例】

業績・成果に応じて基本給を支給している会社において、所定労働時間が正社員の半分の短時間労働者に対し、その販売実績が正社員の販売目標の半分に達した場合には、正社員が販売目標を達成した場合の半分の支給している。

賞与（ボーナス）

賞与（ボーナス）であって、会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない。

【問題となる例】

正社員には職務内容や会社の業績等への貢献等にかかわらず全員に何らかの賞与を支給しているが、短時間労働者・有期雇用労働者には支給していない。

通勤手当

短時間労働者・有期雇用労働者にも正社員と同一の支給をしなければならない。

時間外手当等

正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行った短時間労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければならない。



上記以外の待遇も、不合理な待遇差の解消が求められます。このため、**労使で、それぞれの事情に応じて、十分な話し合いをしていくことが望まれます。**

同一労働同一賃金対応に向けた取組手順書や業種別マニュアル、点検ツールなど、参考となる情報や制度の詳細は、**同一労働同一賃金特集ページ**をご覧ください
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>



具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせは、**各都道府県働き方改革推進支援センター**へ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html>



お問合せ：大阪労働局雇用環境・均等部指導課

〒540-8527 大阪市中央区大手前4-1-67大阪合同庁舎第2号館8階 ☎06-6941-8940

～池田公共職業安定所からのお知らせ～

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		<u>37.5人以上</u>

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



厚生労働省・大阪労働局・ハローワーク池田

LL050301雇障01

Point**③****障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。****▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。**

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

Point**④****障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。****（令和6年4月以降）**

※詳細が決まり次第、別途ご案内予定

▶雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになります。
- ◆ 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

▶既存の障害者雇用関係の助成金を拡充します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

Q & A**Q1. 障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか？****A1. ①令和6年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和7年4月1日から同年5月15日までの間）**

新しい法定雇用率（2.5%）で算定していただくことになります。

②令和8年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和9年4月1日から同年5月17日までの間）

令和8年6月以前については2.5%、

令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？**A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。**

▶「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>

**★★★高齢者雇用状況等報告および障害者雇用状況報告の提出のお願い★★★**

報告対象の事業主様には5月下旬に報告書類を発送していますので、ご提出をお願いします。
（提出期限：7月15日）

<問合せ> ハローワーク池田 電話 072-751-2595

担当部門コード：高齢者→31# 障害者→42#

～労働相談センターからのお知らせ～

大阪府労働環境課「出張労働相談」等のご案内 (毎週木曜日、豊能府民センターで実施)

大阪府労働相談センターでは、「賃金を払ってくれない」、「職場でのハラスメントに悩んでいる」等、働く方、雇用する方からのさまざまな労働相談（電話、面談及びオンライン）をお受けしています。また、豊能、泉北、南河内地域において、出張相談を実施しています。相談は無料ですのでお気軽にご利用ください！

1 出張労働相談（毎週木曜日（祝日除く）：前日までに事前予約必要／面談のみ）

【場所】大阪府豊能府民センタービル（池田・府市合同庁舎）1階ロビー
（池田市城南1-1-1 阪急池田駅から約500m）

【受付日時】第1・3・5木曜日 10時から13時

第2・4木曜日 13時30分から16時30分

【お問い合わせ】06-6946-2600（大阪府労働環境課 大阪府労相談センター）

2 大阪府労働相談センターでの労働相談

【場所】〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 エル・おおさか南館3階 大阪府労働環境課内

【受付日時】平日9時～12時15分 13時～18時まで（毎週木曜日は20時まで）

【お問い合わせ】

◆労働相談：06-6946-2600

◆専門家による特別労働相談（要予約／面談のみ）

弁護士、社会保険労務士が相談に応じます。

【受付日時】平日9時～12時15分 13時～18時まで（第1、3木曜日は20時まで。※弁護士のみ）

◆職場におけるメンタルヘルス専門相談（要予約／面談のみ）

医師、臨床心理士及び産業カウンセラーが相談に応じます。

【受付日時】第1・2・3・4火曜日：14時～17時

第1水曜日：14時～17時

◆セクハラ・女性相談：06-6946-2601（女性相談員の対応も可能です）

◆テレワークサポートデスク：06-6946-2608

◆オンライン相談：府HP「オンライン労働相談予約システム」から相談日前日までにご予約下さい。

※1枠45分 1日6枠／17時30分までの受付

<https://viewer.kintoneapp.com/public/1e4967824dce9a4e7389edadecf392c1#/>

◆外国語相談：06-6946-2600（英語、中国語、ベトナム語の通訳にて相談）

※日本語にて要予約／1回のみ／2時間

※上記以外の言語に関しましてはお問合せ下さい。

詳細は以下をご確認ください。

<https://rsc-osaka.jp/>

ホームページが新しくなりました！



<大阪府労働環境課 メールマガジンのご案内>

労働問題、職場のハラスメント防止、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスなど労働関係の地域セミナーや就職応援イベントなどの情報をお届けします。（登録無料）

メールマガジンの登録は、

こちら→

労働関係情報メル



または右のQRコードを読み込んでアクセスしてください。



～公益財団法人21世紀職業財団からのお知らせ～

2023年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. <オンライン>ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべきスキルについて、ロールプレイを体験しながら学ぶ半日コースです。

開催日時 2023年 7月7日 (金) 13:30～16:30 受講料 15,400円(テキスト購入別途)

2023年 8月4日 (金) 13:30～16:30 受講料 15,400円(テキスト購入別途)

開催方法 オンライン (Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

2. <会場集合型>ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。相談担当になって1年未満の方でも、基礎的な内容から学べ、ロールプレイを通じて貴重な気づきが得られ研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2023年7月13日 (木) 9:30～16:30 受講料 31,900円 (テキスト代込み)

開催方法 鐵鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町7-ビル11階)

3. <オンライン>ハラスメント相談担当者セミナー 応用実践編

相談担当者のレベルアップのため、相談対応が難しいケースのロールプレイを中心に学んでいただき、対応力の向上を目指す半日コースです。

開催日時 2023年8月24日 (木) 13:30～17:00 受講料 18,700円(テキスト購入不要)

開催方法 オンライン (Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

4. <動画+オンライン>ハラスメント相談担当者セミナー スキルアップ編

相談者の深刻な心身の状態、自傷他害の可能性など、緊急度を見分けるポイント、専門家へのつなぎ方等具体的な対応方法と、必要な情報を適切に記録するノウハウ、記録保存や開示に関する知識について、講義編を動画視聴・実技指導をオンラインで学んでいただきます。

開催日時 動画視聴：開催日前1週間／実技指導：2023年9月26日 (火) 13:00～17:15

開催方法 実技指導：オンライン (Web会議システムZoom・全国どこからでもご参加いただけます。)

受講料 39,600円 (テキスト購入不要)

【お問合せ先】公益財団法人21世紀職業財団関西事務所

URL : <http://www.jiwe.or.jp>

E-mail : kansai@jiwe.or.jp

TEL (06) 4963-3820

FAX (06) 4963-3821



多様な力が活きる社会に

21世紀職業財団